

令和４年度第１回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和４年５月２７日（金）１５時～１６時１０分

場 所：徳島県職員会館 視聴覚室

議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議

「ドラッグコスモス阿波池田店」の新設届出

「(仮称)ＪＯＹＰＲＯ徳島論田店」の新設届出

出席委員：奥嶋委員、名田委員、湯藤委員、岡部委員、稲倉委員、佐々木委員

県出席者：(事務局) 商工労働観光部 企業支援課

(大規模小売店舗立地連絡会員) 関係各課

■議題１

「ドラッグコスモス阿波池田店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：誘導計画図におけるピーク時間帯の来店車両台数は、駐車場の駐車整備台数を超えているが大丈夫か。

事務局：来客車両の平均駐車時間を含めて算出した１時間あたりの駐車台数は確保できているので問題ないと考えている。

委 員：来店が重なることも考えられる。特に開店等のピーク時には注意いただきたい。

委 員：出入口３はアーケードに面していて暗く、来退店車両と歩行者等の交錯が懸念されるが、対策はとられているのか。

事務局：繁忙期には交通整理員を置くほか、通常対策として、出入口３に設置する場内看板を通常より明るめの照明でライトアップすることで間接的に照度を保ち、また、出入口３付近のメッシュフェンスを低くすることなどで見通しの確保を図っている。

委 員：このアーケードは非常に暗く、その暗がりの中、人や自転車が通行するところに来退店等の車両が出入りするの危険だ。

委 員：(届出の交通量調査、交通処理検討結果より) 交通処理上はマニュアルどおり行われれば問題はない程度ではあるが、交通安全上は問題が発生する可能性がある。交通整理員の配置や場内看板での注意喚起に加え、ホームページや開店時のチラシなどでも、アーケードを通過する来店客に対して、歩行者をはじめ自転車を含む車両への注意を促すような案内をしたほうがいい。

委 員：出入口３を荷さばき車両も使用する。その時間帯は午前６時から午後１０時までと

あるが、通勤・通学の時間帯や駅のＪＲ到着時間帯と重なると危険と思われる。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、

- ①開店等の来店ピーク時には、来客車両が駐車台数を上回る可能性があるため、対応について配慮いただきたい。
- ②出入口３が面するアーケードは暗く、交通安全上、問題が起こる可能性もあるため、来店者に対し注意を促していただきたい。
- ③出入口３を使用する搬出入車両について、通勤・通学や駅のＪＲ到着時間帯を避けるなど、交通安全上の注意を促すよう配慮いただきたい。

の３点を留意事項として付することとします。

→意見なしで終了

■議題２

「（仮称）JOYPRO徳島論田店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：騒音予測調査のＣ地点高さ１．２ｍの昼間の等価騒音レベルが環境基準値と同じ５５ｄＢとなっているが問題ないのか。

事務局：環境基準値以下であれば問題ない。

委員：Ｂ地点右折の交通処理に関しては、調査時点において主道路である県道１２０号線の交通量が少なかった可能性もあり、結果として右折可能という検討結果となったのではないかと懸念もある。

この県道１２０号線では頻繁に交通渋滞が観測されていることから、退店車両が県道１２０号線の南行き車線に右折で出られず、市道小論田北線に車両滞留が起きる可能性がある。交通整理員を配置する繁忙期など、右折の交通処理が十分にできないときには、遠回りにはなるが、北行き車線へ左折の誘導を案内いただくなどの対策を検討いただきたい。

右折で南行き車線に出ようとして、対向する北行き車線の交通を止め、更なる渋滞を引き起こすことがないように留意いただきたい。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、

- ①騒音予測調査C地点においては、昼間の等価騒音レベルが環境基準値と同じであることから、基準値を超えることがないように騒音対策に努めていただきたい。
 - ②南側への退店経路について、繁忙期など、交差点Bにおいて右折の交通処理が十分にできない場合は、交通整理員による北側経由での退店誘導を含め、来店者に左折出庫への協力を案内いただくなどの対策を検討いただきたい。
- の2点を留意事項として付することとします。 →意見なしで終了